

委員会県外視察の記録

委員会名：子どもの孤立対策特別委員会

視察の 目的	子どもの孤立対策特別委員会付託事項調査		
期 間	令和5年9月4日（水）～6日（水）	場 所	別紙日程表のとおり
委員 参加者	委員長 鳥澤 由克 副委員長 佐地 茂人 副委員長 鈴木 啓嗣 委 員 勝俣 昇 委 員 天野 一	委 員 望月香世子 委 員 伴 卓 委 員 佐野 愛子 委 員 沢田 智文 委 員 早川 育子	
当局の 随行者	健康福祉部 こども未来局 教育委員会	こども家庭課長 村松 規雄 義務教育課長 戸塚 康史	
視 察 の 概 要	詳細は、別添「視察の概要」のとおり。 【視 察 先】 1 NPO 法人おおさかこども多文化センター（大阪府豊中市） 2 大阪府庁（大阪府大阪市） 3 京都府ヤングケアラー総合支援センター（京都府京都市） 4 一般社団法人京都わかくさねっと（京都府京都市）		

視 察 の 概 要

9月4日(月)

●NPO 法人おおさか子ども多文化センター (大阪府豊中市) 13:10 ~ 15:00

< 応対者 >

立命館大学 講師 山田文乃

おおさか子ども多文化センター 副理事長 村上自子

西淀川インターナショナルコミュニティ 副代表 坪内好子

公益財団法人とよなか国際交流協会 事務局長 山野上隆史

〃 職員 三木幸美

常磐会短期大学 兼任講師 金光敏

1 概要

公益財団法人とよなか国際交流協会の館内に展示してある写真や展示物等を見学した後、同協会等の活動について説明を受けた。

(1) 大阪市における外国につながる児童生徒への支援と現状

コロナが明けて相談件数が急増している。市内中心地、交通の便がいい、コミュニティがある地域に集住している。令和元年度に中国籍者数が韓国籍者数を抜き急増中、フィリピン、ベトナム、ネパールも急増中。

令和2年から大阪市教育委員会では、外国籍につながる児童生徒の受け入れ調整のための教育推進事業を推進している。昨年度の初期面談対応は807件。プレクラスは10日間あり、学校生活について多く説明し、学校のことを知ってもらうことを母語で支援している。日本語指導が必要な児童生徒が10名以上の学校には、教員が加配されている。教科におけるつまづきは、母語支援員により支援している。

相談内容から見える現場のニーズは、保護者に理解・協力を得るための支援、多文化共生教育や国際理解教育の実践、日本語力の向上と学習支援である。特別支援学校で使用している教材を使うこともある。

学校教育の中でできないこととして、日本語力に対して自信を持てる継続的な支援が得られない、居場所での違いに対する肯定的な受け止めが得られない、ロールモデルがない、母語力の保持、伸長する場がないのが課題。

(2) 公立高校における日本語指導、府立高校入試制度

平成13年度から特別枠を設けて「日本語指導が必要な生徒・外国人生徒入学者選抜」を実施。今後も日本語指導が必要な生徒数は増加が見込まれるが、十分な受入れ枠が確保できていない。日本語の習得状況や学びの習熟度のさまざまな生徒の進路実現に向けた、多様な授業が必要。

行政に求められるものとして、多言語情報提供の充実、教育、福祉、医療、労働、法律分野との協働、NPO法人などへの恒常的財政支援、人的支援の充実と連携づくり、これからの日本社会の構成員として活躍できるような制度設計が必要。

(3) 外国にルーツをもつ子ども向け学習支援教室の活動

日本生まれで、親の母語と日本語で揺れている子どもも多い。外国出身の人たちが自身のもつスキルを活かし活躍できるセミナーの取り組みは大事。支援だけではなく、

共に生活していく多文化共生が大切になる。

(4) とよなか国際交流協会の取り組み

外国人は増え、そして長く居住する人が増えている。子どもや若者の孤独や孤立を考えたときにどうやって拠点施設につなげるか難しく、アウトリーチ活動が必要と考える。孤独を感じ、既に他へのアクセスに期待を持っていない子どもから相談に来るのは難しい。学校、保護者からの相談、地域の人が教えてくれたことでつながった例もあり、地域全体の多文化共生をどう進めるかは欠かせない。

同じ地域に暮らすから気づく、見える存在がたくさんある。センターがどう機能するかは、センターにつながる団体や人のネットワークがどこまであるかによる。県が機能するには、市区町村がどう機能していくかが欠かせない。

支援も絶対に大事だが、子どもの自己肯定感につながるような出会いやつながりの場も必要に感じる。

特に高校進学の際に、組織同士のつながりの切れ目が支援の切れ目になるので、行政の単位を超えてのネットワークをどうはりめぐらすか考えていただきたい。

(5) 支援につながった時の子どものアイデンティティー

やりたいことをやる居場所づくり、表現活動に取り組んでいる。たくさんの選択肢から選んでいけることが大切。自分のルーツを出す、肯定的に受け止めることが人とつながる一歩になる。

社会の中で認知されることが大事、若者支援事業の中から地域参画することで、地域の多文化共生につながっていく。

(6) 公的な援助に届かない分野での支援

社会的孤立の継承が進んでいる。子どもの孤立の前に親が孤立している。貧困の連鎖と同じ構図かと思う。学校、保育施設が福祉の拠点でもある。子どもに関わる情報を誰がどこで1番持っているかといえば学校、保育施設だが、社会的孤立を克服する時のセーフティネットとしての要の役割ができていない。理由は複合的にあるが、特に、コンプライアンスの過剰な強調により、子どもや家庭環境に関わる情報を他の機関と共有することが本当に難しくなっている。子どもの家庭環境に触れることを躊躇してしまい、踏み込めないまま様子をみようという判断になり手遅れになる。個人情報取り扱いについて、文部科学省も情報共有をしたらいけないとは言っていない。現場の従事者が、個人情報の共有に躊躇しないように改善していくことは重要。その上に各機関の連携がある。

パーソナルサポートが重要である。理由は複合的なので、個別の課題を聞き取って適切な援助が必要。推進にあたっては、専門の人材育成、予算をちゃんとつける。学校区単位でパーソナルサポートに専従できる人材を置くことが重要。

教育、福祉、行政職員の人材育成の研修の課題として多文化共生が入っていないことが社会の欠陥。多文化共生については、自治体が先行していて国はやっと多文化共生施策立案を行うようになった。県が行う教育、福祉、行政職員研修の科目として積極的に取り入れていくことが大事。全ての若者の孤立の背景となっている、各家庭の固定化した孤立に向き合うには、専門的体系的な学びがなければ対応できない。

経済的家庭的な問題で学びをあきらめて社会に出て行った人が高度化する社会で生きていくことは非常に難しい。生涯学習社会の実現、何度でも学び直せる、何歳に

なっても学び続けるチャンスを提供し続けていくことが大事。

2 質 疑

Q：コンプライアンスの関係で、社会とつながる機能が閉ざされていると考える。課題解決の取り組みがあれば教えていただきたい。

A：教育や福祉に従事者がプライバシーを気にして、子どもの背景に踏み込みことを躊躇してはいけない。このことは、府や市の行政とも認識は共有できている。個人情報の取り扱いについて慎重であるべきということはまちがいでない。最低限のガイドラインは守る必要がある。小学校から中学校、中学校から高校に上がるときに、持っている情報はきちんと伝えるべき。課題は、高校卒業後、社会に出たときに引き続きどういったパブリックサポートができるのかロールモデルや政策作りができないか検討中。

Q：人材養成の中で多文化共生が遅れていた背景について教えていただきたい。学びをあきらめた人についてももう少し詳しくお話していただきたい。

A：総務省以外の省庁で多文化共生について避けてきた背景がある。増え続ける外国人に対する政府見解をまとめきれておらず、地方自治体が先行していた。文部科学省の予算は拡充され、法務省は統括的立場で基本方針を出し今後は変わってくると思われる。学力の二分化が進んでいる。高校卒業後、学校斡旋で就職しても維持できず離職し、離職した子どもはフリーターに押し込められる。派遣労働で19、20歳の子が二十数万円ほど給料もらえたら、これでいけると思ってしまう。給料は固定化され、貧困の固定化は深刻化する。社会に出てからも学び直せるように社会が稼働していくことが大切。

Q：団体の連携について教えていただきたい。

A：それぞれの活動目的があって活動しているが、いろんな地域や分野で模索して活動している。教育、福祉、医療など生活していくのに必要な分野でつながっていくことが大事。行政のできないところをやっているにもかかわらず、予算や人的な支援が不足している。日本で働いてもらうために外国人を呼んでいるので企業にも責任がある。横につながることで情報交換を活発にし、共同で事業実施し助成金を受けている。

Q：各団体や大阪府との連携や課題は。高校卒業後のロールモデルは大事なところだと思うが具体的に教えていただきたい。

A：行政との連携は、多文化共生が主目的ではなく一部かかわる場合は、温度差があり優先順位が高くない。使えるところは使う、行政だからこそできるところは任せる。高校卒業後の支援について、大阪仕事フィールド（総合就業支援拠点）に民間委託する際の仕様書に多文化共生の項目設け、多言語対応や外国人の若者の就業に詳しいスタッフを置くことと入れてもらった。

障がい者の就労支援のモデルが参考になる。就労移行訓練がありジョブトレーナーが当事者の特性や得意分野を把握してどの企業につながれば長く働けるか丁寧にやっている。

< 応対者 >

福祉部地域福祉推進室地域福祉課 参事 佐藤 謙一

福祉部子ども家庭局子ども青少年課 課長補佐 田中 淳也

教育庁教育振興室高等学校課 主任指導主事 北野 賢一

1 概要

(1) 大阪府ヤングケアラー支援推進指針

ヤングケアラー支援に向けた取り組みの方向性の検討、課題認識の共有、庁内のヤングケアラー関連施策の進捗状況等の把握等について、庁内関係部局と連携を強化し、大阪府におけるヤングケアラー支援に向けた取り組みを推進するため、ヤングケアラー支援関係課長会議を設置した。

今後の取り組みの方向性については3つ(1)社会的認知度の向上、早期発見・把握では、ヤングケアラー関連フォーラムの開催、福祉専門職等向け研修の実施、学校等での実態把握に取り組むこととしている。(2)プラットフォームの構築では、相談窓口の設置やコーディネーターの配置の働きかけ、市町村でモデルとなるような取り組みを支援することとしている。(3)支援策の充実では、既存サービス・支援策の質の向上・量の確保、ピアサポート・ピアカウンセリングの体制整備、SSW・SCの配置促進などの取り組みを進めることとしている。

(2) ヤングケアラー支援体制強化事業

ア) 研修

市町村職員、福祉専門職等に向け実施している。市町村職員向けは令和4年度に引き続き実施。地域ごとの多機関・多職種連携ができるよう、市町村職員、SSW、CSW等を対象に1市町村あたりの参加人数を増やして開催した。座学に加え、グループワークやロールプレイを実施し、具体的な事例を取り入れて実践的な内容としている。

福祉専門職等に向け研修は、各部局が実施する研修の中でヤングケアラー支援について講師を派遣させてもらったり、資料提供をさせてもらったりしている。

イ) ヤングケアラー啓発チラシ・ポスター

啓発用チラシ・ポスター、ヤングケアラー支援事例集作成し、学校や市町村に配布予定。事例集の作成にあたっては、教育庁等から事例を紹介してもらい、事業者を雇い個別に取材おこなっているところ。

ウ) 市町村ヤングケアラー担当課長会議

府、市町村からの取組を紹介してもらい、次の展開への参考としてもらう。また国庫補助制度の紹介などを行い情報共有を図っている。市町村の相談窓口や取組等のアンケート調査の結果を共有している。

エ) 実態調査

支援策の検討にあたり、ヤングケアラーと接する可能性のある福祉専門職の認識や事例等を調査した。対象者は、高齢、障害施設の管理者とスタッフとした。約1万人の方にWEBで実施。

管理職、スタッフも認知度は9割を超えて高い。ヤングケアラーの存在割合の認識は、介護支援専門員で0.2%、相談支援専門員で1.2%という結果となっている。気づいていない、自分から発信しにくい、接する機会が少ないということが表れている。発見支援の妨げとして、窓口がわからない、支援方法がわからない。ヤングケアラーか否かの判断が難しいということが挙げられた。9割以上の方がヤングケアラーという言葉を知っているが、なかなか支援につながらないという結果となっている。気づきツールの紹介、支援にいかにつなげていくか研修に盛り込んで事業を進めている。

今年度は、福祉事務所の生活保護ケースワーカー、保育所の保育士等を対象にWEBで実施する。

オ) 民間支援団体への助成

大阪府福祉基金設置運営費を活用して、民間支援団体による地域でのヤングケアラー支援モデル事業に助成している。居場所事業、学習支援、相談事業、体験学習など。

(3) 府立高校におけるヤングケアラーへの支援やいじめ、不登校対策について

大阪府のいじめの認知件数は、少ない方から5番目だが、少ないから良いのではなく、いじめ見逃しゼロをより意識して、法に基づいて対応するように各学校に依頼している。いじめ防止対策審議会からの提言により、いじめアンケートについては、1人1台端末を活用し、令和5年度より原則WEBでの回答で年3回実施している。

不登校の生徒数は全国で1番多い、千人率も全国で4番目に多く、極めて厳しい状況。平成18年度より生徒指導に関するフォーラムを開始。効果をあげている学校の実践例や専門家の意見を紹介し情報を共有している。平成25年度から全ての府立高校にSCを配置。全ての生徒から入学時に高校生活支援カードを提出してもらっている。平成26年度からSSWを103校に配置している。

令和4年度に府立高校性全員にヤングケアラーに関する調査を実施。回答率は74%。家族の世話をしている生徒は全ての府立高校に在籍している。世話の頻度についてはほぼ毎日行っている生徒が約4割、世話に費やす時間が3時間未満の生徒が約8割、3時間以上の生徒が約1割存在する。世話の悩みを相談したことがある生徒は約1割であり、7割を上回る生徒は相談した経験がない。

府立高校におけるヤングケアラーの課題解決に向けた取り組みについては、見つける、つなぐ、支えるという3つの視点から支援体制を構築。早期発見力の向上に向けて、教員向け研修を毎年実施。SSWの拡充により速やかに専門家に相談できる体制を整備し、必要な福祉サービスにつなぐ。高度な専門性を有するSVを昨年度から雇用し、SVが各学校を巡回し、深刻な事案に対応している。手厚い進路就職相談の対応にキャリア教育コーディネーター、きめ細やかな学習支援ができるよう学習支援スタッフを必要な学校に配置している。

2 質 疑

Q：ヤングケアラー支援関係課長会議の回数と内容

A：ヤングケアラー支援関係課長会議の回数と内容については、令和3年9月15日に設置、令和4年度は2回、令和5年度も2回開催予定。各課の取組状況の報告、民間団

体当事者の声を聞いた。

Q：秋に実施する WEB 調査の内容は

A：WEB 調査の内容は、これから詰めるところだが、専門家から意見を聞いて、認識、自分の受け持つ範囲にヤングケアラーと思われる子どもがいるか等を聞く予定。

Q：支援事例集の取材の対象と誰が取材をするのか

A：事例集の内容は6つのジャンル、小学校、中学校、高校、市町村、社会福祉法人、民間支援団体で取材を続けていく。取材は聞き取りながら記事を組み立てていく専門の委託業者に依頼。

Q：15校に設置している居場所について

A：先生と親以外のNPO法人の若いスタッフが、放課後や昼休みなどに話を聞く場所としている。先生は立ち入らない。課題のある生徒を早期に発見する場所となっている。

Q：高校には毎年調査をしているのか

A：国の調査は無記名だったため支援につながらない。府の調査は、記名式で答えた子どもは支援につなげるようにしている。ヤングケアラーと思われる子どもを発見するために各学校で毎年実施してもらう。小中学校は、各市町村の所管となるが、すくすくウォッチというアンケートを実施していると聞いている。

Q：プラットフォームの整備は令和2年の社会福祉法の改正の影響か、それとも庁内課長会議から整備されたのか

A：国に設置されたプロジェクトチームにより令和4年度から6年度までの3年間で集中取組期間とされたことを受け、府においてもヤングケアラー支援関係課長会議が設置され支援に取り組むこととされた。

Q：先進的な取り組み事例があれば教えてください。予算のサポートはしているか。

A：茨木市は、ケース会議ができる組織を置いている。子ども食堂等と連携して取り組んでいる。東大阪市は、虐待防止が目的のヘルパー派遣事業でヤングケアラーと思われる子どものいる家庭にもヘルパー派遣ができるようにしている。国の補助が使える事業なので、府としては予算のサポートはしていない。

Q：好事例は公表されているか

A：事例集の作成で、個人情報の関係で本人が特定されないようにすることとリアルに伝えて好事例を広めたいという端境で悩んでいる。

Q：コミュニティソーシャルワーカーとはなにか。

A：社会福祉法人が社会貢献事業の中に配置したり、市町村社会福祉協議会などで、地域の困りごとなどを福祉制度につなげたりするための役割を担っている方々。研修

は社協でやっているが、認証など府も一緒に取り組んでいる。

Q：市町村担当者向け研修のロールプレイとはどういうことをやっているのか。アドバイザーは入れているか。

A：1つの事例を皆さんで考えてもらうグループワークがある。先生役はどういう風に子どもに声掛けして情報を引き出すかどうやって信頼関係を気づいたらいいか、子ども役はどういう風に聞かれたら話しやすいか体感してもらう。研修講師を入れている。ロールプレイの前にシンキングタイムを設けている。

Q：PRのターゲットは誰か

A：事例集は配布先が学校なので、気づいたときになにをすべきか、子どもの変化について学校の先生の役に立てるようなものにしたいと考えている。

Q：基金を活用した支援事業に要件をつけた理由は

A：市町村等の多機関と連携して実施するという要件は今年度からつけた。ヤングケアラーの支援というのは、1機関だけで支援して何とかなるものではなく、学校、福祉、民生委員といろいろな機関が関わり、誰かがつながって途切れることがないようにしていくことが大事なのではないかということから、この要件を加えた。

Q：SCはその学校専従なのか。人材育成に課題があると聞いているがどう考えているか。中途退学になっている割合を教えてください。居場所づくりに不登校の生徒はつながっているか。

A：SCについては専任ではなく会計年度任用職員。予算も限られており、学校の状況に応じて、必要なところに配置している。クロス集計はしていないので、不登校の子どもが中退になっているかまで分析できていないが、府立は中退の生徒数は全国に比べて高い。居場所があるから来るという生徒もいると聞いている。人材の確保は課題になっている。待遇が良く単価の高い自治体に集中してしまう。SCについてもSWについてもSVに相談することができ、育成できる体制になっていると考えている。

Q：貧困や虐待などにつながっていてヤングケアラーに特化した支援は難しいと思うが、住み分けはどのようにしているか。

A：ヤングケアラーを考えると、ひとり親とか親に精神疾患がある場合などが多い。ヤングケアラーの所管を担当する立場としては、国のメニューに従って事業を進めるが、トータルに適切な支援につながる仕組みが必要になってくると考える。

Q：学校内の居場所づくりに外部のNPO法人を活用しているのは新しい取り組みだと思いが抵抗はなかったか。

A：校内の先生方の理解、取り組みの意義を周知徹底することが大事。学校の自主性、主体性があって成り立つと考えている。やってみたいという学校から始めている。

Q：一貫して子どもたちをみていくことが大事だと考える。小中高の一貫体制、府と市

町の連携についてはどうなっているか。課題が見えてきているか。

A：中高連携してくださいというメッセージは常に出している。高校に保護者に同意をもらって高校生活を支援するため、情報を共有している。ひとつのツールとして保護者に書いてもらう高校生活支援カードをしっかりと把握し、入学当初から切れ目のない支援を行えるようにしている。

課題はまだ見えるところまで行っていないが、ひとつずつ事例を大切にしながら、指針に基づいて適切な支援につなげていく。個人情報取り扱いに注意しながら、子どもの状況、関わる方との信頼を得てフォローでき関係性を築いていくことが大事だと考えている。

Q：令和4年度の調査で回答者数が大きく上昇している原因は何か

A：令和3年度は、国の質問項目をほぼ使って実施した。27問くらいあり、かなり多い。世話をしている子はずっと回答を書き続けていかなくてはいけない一方で、世話をしていない子は一瞬で終わり一斉に実施するのが難しかった。また教育庁が主催し学校にフィードバックした。令和4年度は学校が実施し、追跡ができるので質問項目をかなり少なく7問くらいにし、回答時間に差がなく一斉に実施でき、回答者数が増えた原因ではないか。

9月5日(火)

● 京都府ヤングケアラー総合支援センター（京都府京都市）

14:25 ~ 15:30

< 応対者 >

健康福祉部家庭支援課・参事・福阪 圭輔

京都府ヤングケアラー総合支援センター相談員 前田 昌恵

1 概要

(1) 京都府ヤングケアラー総合支援センターの概要

京都府ヤングケアラー総合支援センターは、令和4年4月に京都テルサ内に設置された。社会福祉法人京都府母子寡婦福祉連合会に業務を委託しており、体制は、京都府家庭支援課参事がセンター長を兼務、社会福祉士などの専門的な知識を持つコーディネーターと相談員が4名となっている。電話やメールでの相談と場合によっては出張相談もしている。

主な業務内容は、相談支援、広報啓発、様々な関係機関とのネットワークづくり、ケアラーの人たちの居場所になる場所が必要になることから、オンラインコミュニティを実施している。

(2) 相談支援

18歳以上の方や元ヤングケアラーの方の相談にも対応している。まずは状況把握と望んでいることをお聴きし、寄り添って話を聞いてそこからどうしていくかというケアが必要になってくる。令和4年度の実績としては、本人・家族から200件、支援者から100件、市町・関係機関からの情報提供が200件の合計500件程度となっている。

(3) 広報啓発

まだまだ浸透していない、言葉は知っているが正しく理解されていないことが多い状況であり、引き続き実施していく必要がある。今年度の8月号の京都府民だよりに特集を組んで、ヤングケアラーについて紹介した。京都府ヤングケアラー総合支援センターのホームページを立ち上げ、取組内容を紹介している。ホームページからもご相談・お問合せフォームからアクセスできるようにしている。

(4) 関係機関とのネットワークづくり

令和4年度から、福祉、介護、医療、教育等の様々な分野が横断的に連携し支援するための仕組みづくりのため、ネットワーク会議を実施している。令和4年度は26市町村の内19市町村で実施。また、実際に支援に取り組む市町村で中心になって核になってもらう人材を養成するため、ヤングケアラーコーディネーター養成研修を今年度から実施している。

関係機関向けの研修として、昨年度から、市町村、学校、社会福祉協議会等の関係機関にヤングケアラーについて知っていただくための研修に講師派遣をしている。また、教職員向けの研修動画を制作し配信している。政令指定都市である京都市と、民生児童委員向けの研修動画を制作し、それぞれのホームページに掲載し活用していただいている。市町村や学校、福祉施設などの関係機関との連携を強化するため、関係機関の役割等を掲載した連携支援マニュアルを作成した。市町村によっては、今年度になって第一歩という市町村もあり、府としては情報提供や人材育成、仕組み作りについてがんばって取り組んでいる。

オンラインコミュニティについては、ユースサービス協会に依頼して実施してもらっている。対面とオンラインのハイブリッド型で実施。先日、活動報告会を実施し、当事者、支援者合わせて47名が参加してくれた。オンラインコミュニティの感想を発表してもらったところ、学校や家庭内では話しにくい、同じ境遇の人が集まっている、スタッフの方がよく話をきいて受入れてくれると強く感じたといううれしい報告があった。居場所を作っていくことも平行してやっていかななくてはいけないと感じている。

(5) こどもの居場所における支援モデル事業

令和5年度の新規事業。家庭支援課では、元々子ども食堂やひとり親家庭の子どもたちを受け入れるための居場所を立ち上げていただき支援をずっとしてきている。中高生のヤングケアラーとその兄弟と一緒にまとめて受入れるということをモデル的に府内5か所で実施している。大学生ボランティアやスタッフとの信頼関係が築かれ、そこで話してくれることから支援につなげることができることも多く、居場所づくりもがんばって取り組んでいきたいと考えている。

(6) 今後の課題

まだまだ周知が足りていないことと、ヤングケアラー本人がいち早く気づけるようにし、支援につなげていきたい。また、ネットワークをしっかりと作っていくことが必要と考える。学校といかにつながっていくか、なかなか外部に出してもらえないが、学校とどうつながっていくかはしっかりとやっていかないといけない。最後に、子どもたちへの支援として第三の居場所の提供の取り組みを進めていきたい。

2 質 疑

Q：第三の居場所について、どういう施設を使っているのか。

A：地域の公民館を一定時間借りたり、高齢者施設を運営されている団体は、空いている部屋を使ったりしている。

Q：公民館は地域の施設で地域以外の子どもが入ることは課題も出てくる。そういった場合は府が仲立ちをすとかいうことまで踏み込むのか。

A：開設支援の補助をしている。地域の施設の借り上げについては、具体的に案を持っている訳ではなく、行政が入りすぎるのは慎重に考えないと行けないと考えている。

Q：京都市と京都市以外で支援に差が出ているのか。

A：オンラインコミュニティは、京都市ユースサービス協会が元々やっていたいろはの会というのを位置づけをかえた取り組み。京都府の事業となったため京都市内と市外での差はない。

Q：窓口業務は基礎自治体で行っていると思うが、市町村で熱量に差があるか。

A：ヤングケアラーコーディネーター養成研修が初めての取り組みで、表に出ていなかった市町村も2、3人出席いただくように依頼した。参加した方のスキルアップもしていく。コーディネーターを置いている市町が6つあるが、そのコーディネーターとセンターの相談員が2か月に1回オンラインでミーティングをしている。継続することで、市町の困りごとや京都府がどんな協力ができるのかわかる。横のつながりもできてきており、コーディネーターを置いていない市町もオンラインミーティングに入ってくれとよいなと考えている。

Q：市町のコーディネーター配置場所はどこか。ここに居たら良いと思うところはあるか。

A：子育て支援に関わる場所が中心になっている。教育との連携を強めていくためには、教育と福祉が連携しやすいプラットフォームのようなものを作れないかという話もあった。子どもが関わっているのは教育で、家族が関わっているのは福祉なので両方から見えるようにしておいた方がよい。

Q：企画運営、研修はセンターの方でやっているのか。

A：運営は母子連に委託している。企画は、本庁である程度考えたことを共有し、センターから現場の声をいただきながら施策に反映させている。

Q：虐待や貧困とか切り離すことが難しいため、ヤングケアラーだけ取り出して相談センターにするのは難しいと思うか線引きはどうしているか

A：複合的なケースが多い。ヤングケアラー相談センターという窓口があると知ってもらえれば、他の観点で市町村に相談された案件で情報をいただければ、支援につなげていくことができる。

Q：根本的な解決は市町のコーディネーターの役割になるのか

A：どんなサービスを家の中に入れてあげられるのかは、市町村のコーディネーターによる。市町村のコーディネーターが公的な制度を使うのはもちろんだが、それだけでは足りないこともある。地域で活動している団体をどれだけ知っているかにかかってくる。インフォーマルな社会資源をいかにつかんでそこに組み合わせをしていくことができるかが求められる。

Q：ここにセンターを構えている理由は

A：京都府が建てた建物、ひとり親の就労生活支援、ヤングケアラー総合支援センター、子育て世代の包括的支援センターがひとつの事務所に入っている。子育て世代の相談がいろんな形でワンストップで、必要があれば連携がすぐできるというメリットがある。

Q：政令市との連携、県の役割について

A：京都市にはまだ相談窓口はない。京都市とこまめに情報交換させていただきながら、相談しながら取り組んで行く。

9月6日（水）

●公益財団法人 京都わかくさねっと（京都府京都市） 9:55 ~ 11:30

<対応者>

京都わかくさねっと理事 新川達郎

京都わかくさねっと監事 村井琢哉

京都わかくさねっと 運営スタッフ 渡部由紀子

1 概要

(1) 京都わかくさねっとの活動

どういうところが来やすいかいろいろ場所探しをした。京都出身ではない子も来るので、駅に近く、大学に近くてわかりやすいところにした。（事務局長の）北川と（食事担当の）渡部の2人で運営しているが、運営の基本は女の子たちに任せていて、メニューやワークショップで何をするか考えている。ワークショップは専門の方や得意な方を呼ぶ。今は片付けであるがテントがある。ひとりになりたい子はテントの中で何もしていない。何をしてもいい。夜寝られない子が多いようで、寝てる子もいる。最初に作ったのがこのバラバラのテーブル。一緒にご飯を食べたことがないので、このテーブルがその子たちの一人分として作った。お誕生日会に手巻き寿司をすることになり、テーブルを合わせて食べたところ、誰かが「みんなで食べた方が、一緒に食べた方がおいしい。」という言葉が出た。それ依頼、テーブルを合わせてみんなで食べるようになった。1年かかった。

大抵のことは女の子が主体になってやっている。折り紙など置いてあるものが幼稚なものが多いが、その部分が抜けていたのではないかと思う。

(2) 設立経緯

今から6年前に元厚生労働省の村木さんたちが、特に若い女の子に関心をもち、すきまに落ち込んでしまった女の子たちのために活動を始めた。居場所のない状況の中で行き着く所は風俗しかないという状況を少しでもなんとかしたい、いろんな選択肢をあげたいという思いから始まった。

家庭内暴力や引きこもりなど様々な問題を抱えた女の子たちがたくさんいることもわかってきた。京都でも動かなければいけないと始めてきた。

まずは知ってもらおうとセミナーや講演会を始めたが、本当に寄り添って一緒にいてあげたい子はたくさんいることに、更生保護、保護司、法務局、施設の方々と活動する中で改めて気づいた。社会的な支援があって生活が成り立つが、更生保護を受けている子たちは、その後の暮らしは、保護司など限られた支援しか受けられない状況がたくさんあった。

4年前に居場所づくりからまずは始めようということがわかくなりリビングにつながった。まずは気軽に集まれるカフェのような場所を少しずつ作っていかうとした。少しずつ女の子たちが集まってくれるようになり、楽しい時間を過ごすことができるようになった。しかし、時間も限られており、全く自由に過ごすのは限界があった。このため、2年前に恒久的な施設を設置して、週の半分位は開いて、いつでも安心してこれる場所をとということでわかさりリビングを開設した。福祉施設でも厚生保護施設でもない。運営自体は厳しい。たくさんの方々の篤い志でここまでなんとか活動できている。名前も経緯も聞くことはない。この場で落ち着いていられればそれでいいという場所。それぞれの思いのままに過ごせる時間を提供するといことをやってきている。ここに来た子の中から、自分自身の生き方を見つけて、話をしてくれる女の子たちも出てきて、この2年間が無駄ではなかったと考えている。

(3) 年間の活動

食事をしていれば楽しそう。浴衣を着て大文字を見た。今年は浴衣を自分で着られるようにして、近所の神社の盆踊りに参加した。地域の人たちと仲良くなるのがまず1番で、ここだけが孤立しないように、子どものゲームを女の子たちが任せられ、上手に遊んで好評だった。ポスターも自分達で作ると言って作った。ポスターをあちこち貼ってもらい素晴らしい女の子たちがいるねと言ってもらえた。

9月はお月見。地域の方がよもぎを冷凍しておいてくれたので、おだんごにした。お花屋さん協力していただきすすきを用意した。

お正月はおせちをバイキングにして並べて、100均で買った重箱につめて、うれしそうに持ち帰った。季節にあったことをすることは今の子どもたちにも通じると感じる。ひなまつりのちらし寿司用の卵焼きも20人分を、ひとりの子が卵の係だからと言って焼いてくれた。自分のやれることを言えるようになったのがありがたいと思う。

再犯防止の国際会議で国連から場所を提供していただき、おいしかったごはん、楽しかったことの活動の写真展を行った。字で書くよりも写真で見るとわかりやすく、世界中の方が立ち止まって見てくれた。国連の女性職員が声をかけてくれて、感動した女の子が大学に行って勉強したいと言った。対等に話をしてくれた。たまってきた写真を一般の方にも見てもらいたいと思い、ウイングス京都にある青少年センターで写真展を1週間やった。写真だけではなく彼女たちの声を書いたら、男性の方が、なんでもない言葉で傷ついていたことに気がつかれていた。テントや古着など持ち込み、ここの場所を再現した。今年度も市役所で1週間展示をし、女の子たちがワークをして子どもたちと遊ぶ予定。外に出ていくことが楽

しめるようになった。

去年来てもらっていたら、何もしていない女の子が3、4人にて呼ぶことができたが、今年は何もしていない子がいない。A型やB型の作業所や大学に行っている。ここに集合するのは15時から20時まで。忙しいと言っている、いいことではないかと思う。

京都大学の近くにミニルームがある。活動に理解をしてくれて、どうしても家に帰れない子が1晩だけ泊まるように見ている。学校に行けなかった日にうろうろするより良いかと思い、ごはんを食べて昼寝をしたりできる場所を用意している。家出をして絶対帰らないと言っていた子が、お腹がふくれて、1、2時間寝たら、家に帰る、また来るといって帰る。

(4) 今後の取り組み

わかくさねっとで完結するというよりは、ここで一休みして地域とつながって一緒に何かをやるということがたくさんある団体、新しい方たちと出会ってコミュニケーションをとり自分なりの解決方法を自分たちで見つけていく、自分なりにどこまで回復したら一步目をふみだそうかおばちゃんたちがじっくりつきあって待ってくれるという活動をここまでしてきた。地域のつながりを生かしながらいろんな支援ができる体制づくりをしていこうというのが、休眠預金事業の負担になるが、これから取り組む。今までは自然と出会った個人個人とつないでインフォーマルな対応をしてきたが、もう少し見える形にネットワーク化し一緒にプロジェクトを作って3年くらいかけて対応していこうと思っている。日々安心できる場所を求めているし、地域の人たちとつながることで、私たちと出会っていない時でも安心できる環境を広げていくことをテーマに取り組んでいるところ。

2 質疑

Q：女の子たちはどうやって集まってくるのか

A：始めは、可哀想な子がいないか探した。それは絶対にしてはいけないことだった。そんな風にして来た子がここに落ち着くはずはない。更生保護に関わっている方、保護司、福祉施設の方々から、公的な措置に入らないまたははずれて行き場所に困っているような子を紹介していただけるようになった。女の子たち自身が自分の周りやSNSの発信をしてくれてここに来てくれるようになった。こういう場所があるということを知ってもらって待っていれば探して来てくれることもある。こういうネットワークの網は大きく、抜け落ちている子も多いこともわかっている。新しいネットワークづくりも進めていく。

Q：地域に対してこうあってほしいとか考えることはあるか

A：子どもが少なくなり小学校の統合があった。子どものためになるなら統合してもいいということで統合した。統合した地域でみなさんと仲良くお付き合いしていかないと子どもたちがダメになると教育委員会から言われた。呼べばみんなが来てくれる仲間がいるのは、統合時からの子どものためだったらがんばろうという気持ちが今も長く続いている。

近畿一円から女の子は来るが、家族の中から切り離されてしまっている、家庭が地域からもきりはなされてしまっているケースが多い印象を持っている。ここに集まってくれた子どもたちがわかくさというコミュニティを作ってくれたかなと思っている。

もっと自分達の世界を広げていくいろんな可能性をみつけてもらうために、地域の人たちとの関わりを作り直そうとしている。改めて出会いをされたときに、双方にとっていい関係が生まれてきているのを見て、改めて地域での新しい出会いづくりが大事だと考える。

別の地域では上手くいかなかった。地域の人たちがつながっているエリア、新川先生が街づくりの座長をやって行政に顔が利く等、今までの縁とコネを使っている。女の子たちも落ち着いてきて一緒にになにかできる状態になって次に進めているように思う。出会い直すための状態をお互いどう作るか前段階で必要。失敗を繰り返してここに辿り着いたことを女の子たちも見ており、なぜ失敗したのか一緒に考えてくれて、ここで生かされて主体的に動いてくれている。

以前に活動していた地域では、犯罪者や不良の集まる場所と言われ町内会から立ちのくよう要請があった。丁寧に話したつもりだし、京都市役所にも入ってもらったが強硬な反対で撤去し現在の場所に移ってきた。なかなかこういった活動は社会的には受け入れが難しい。

Q：ここから出ていきたくなくなったりしないか。

A：時間的に8時は帰ろうとしない。表に出て話していたら迷惑かけてまた出ていけないといけなくなる。時間は守ろうと伝えている。頭が痛くなったりした場合は、ミニルームは1対1で話ができるので話を聞いて、行政につなげた方がいい場合は一緒に行ったりする。15歳の子が家出をした場合は、親に連絡して安全な場所にいることを伝えている。

逆に警察や公的な施設から何とかしてくれないか相談がくる。公的な保護の対象にならないこういうケースが1番問題。ミニルームは、ちょっとした宿泊ができるのでいったん落ち着いてもらって、相談しながら一緒に考えていく。権限のないところなので、本人の希望と私たちができることとのマッチング、公的な機関との連携はかかせない。

Q：女の子の人数と年齢はどれくらいか

A：高校に行けていない高校生くらいの子から24, 5歳くらい。40歳くらいの人もある。小学生はない。ミニルームの方は、どうしても学校に行けなかったら少し休んできてねと学校の先生に連れられてくることもある。

Q：どこかのタイミングでたくさん集まったのか、ぼちぼち集まったのか

A：更生保護の立場から活動してきたが、いろんな支援をしてくれる方々や団体が増えてきた。ボランティアの大学生や来ていた女の子たちが、いつの間にかボランティアスタッフになって少しずつ増えてきた。

Q：運営について歳入のやりくり、歳出はどこに多いか。

A：基本的な収入は補助金と寄付金。いろんな補助事業もいただいていた。関係者が多いが毎年20%くらいの御寄附をいただいている。支出で多いのは、場所の維持費、お手伝いいただいている人件費。一緒にご飯食べることを大切にしており食費もかかっ

ている。保護費はミニルームを借り上げたお金。

Q：京都府や京都市の公的な助成も入っているのか。

A：更生保護そのものではなく、居場所づくり、地域での活動の補助として助成をしてもらっている。対象でない人たちがばかりなので、若者の育成や地域の活動についての補助として受けている。施設については、休眠預金や赤い羽根や福祉的な活動に対する支援を受けている。

Q：印刷物は活動のために作成しているのか

A：宣伝用の資料を兼ねて、たくさんの方に見ていただいで、活動への御理解をいただいで、厳しい財務状況のため、寄付をいただけるようお願いしている。

Q：他の地域でこういった活動を始める場合に気を付けた方がいい要素はなにか

A：一日の何時間かでもゆっくりしてくれたら、後が苦しくてもという気持ちで接している。家族のことをひどく言うが一緒に悪口を言わない、信頼をなくす。
おばちゃんたちの力が大きくなると思う。おばちゃんたちが見つかるという活動ができる。女の子たちのことをなんとかしなくちゃという思いがあって続いてきている。こういうおばちゃんたちが中心となって動いてくれれば、今の社会制度、法律や経済の仕組みの中にはまりきらない所の活動も維持できるのかなと思っている。

9月4日（月）

NPO 法人おおさか子ども多文化センター



9月5日（火）
大阪府庁



9月5日（火）
京都府ヤングケアラー総合支援センター



9月6日（水）
京都わかくさねっと

